

条例事項とされておりまする福生市水道事務所設置条例、この二つの条例を指しているのでございます。又、部の下部組織となりまする課や係等の設置は、条例で定める必要はない旨の行政実例はあつたのでございするが、現在、又は将来にわたつて市長が定めるする課や係等の設置に関する規則や訓令類と本条例との関係は明確にするために、この条例を設けておこうとするものでございする。最後の附則におきましては、本条例の施行期日と現行の組織条例は廃止する旨を定めようとするものでございする。

御審議をいただきまして、原案どおり御可決、御確定あらんことをお願い申し上げ、説明を終わらせていただきます。

○副議長(小堺仁七君) 以上、提案理由の説明は終わりました。

これより本業に対する質疑を行います。

○十九番(大野行夫君) ちよとお伺いします。部制としかれますと、その部の中に入りまする課との係とか、さういふような問題が関係してゐるわけでございますが、この組織表で見ますと大体課の数も部の数もはつきりしてゐるわけでございますが、部のほかに次長を設置する委員会等も入つてまいります。さうなりますと、部長及び次長と申しますが、

そのトッププラスの構成をもう一度明確にさせていただきたいことと、その課の課長の数かどのくらいになりますか、その点もお尋ねをいたします。

それから、係長の数、そして全職員が何名になるかと、そのうち不足分の何名を昭和五十三年でこれを補充すると、同時に、これに対する部制になった場合の経費がどのくらいいままでよりプラスになつてくるかと、概略の経費がいままでの課制度よりどのくらいプラスになつて、これからの市の財政にそれが反映してゐるか、その点をお願いいたします。○助役(篠崎俊夫君) 部長級の職員は、市長部局は、御説明を申し上げましたとおり五部でございますから五人でございますが、あと——(百二十一字削除)——

それから、課長のポストは三課ふえるわけでございます。——(五十三字削除)——

ただ、しかし、人件費の節減ということを考えまして、——(三十五字削除)——

それから又、——(五十四字削除)——市長部局としては持つておるのでございます。——(二十五字削除)——私どもといたしましてはさういう考えを持つておりました。——(六十一字削除)——かように考えております。

それから、課の新設は三つございするが、それは、いまの——(十四字削除)——これが課の新設に相なります。ただ、しかし、これは兼任でいこうということになりますと、

課はふえても人はふえないということに相なります。それから、市長部局では、部がふえるんだから何とか課は極力ふやさないでいこうということに創意工夫をこらしまして、一課しかふやさないという予定をしております。市長部局では、部制ができてしまっても課は一つしかふえない。強いてどの課がふえるかと申し上げれば保険年金課がふえるということに相なると思います。保険年金課を設けておりません市は、他の二十五市のうちどこもございませんので、福生市でも保険年金課だけはふやすことにいたしました。それから、——(百十四字削除)——

それから、係の方でございますが、係の方は——(十四字削除)——ではふえませんが、市長部局の方ではふやさないで減らしていこうというような決意をしております。これは、最終的なものではございませんが、三つ係が減る予定をいたしております。現在よりも三つ係が減るわけでございます。

そんなことで、人件費の節減、事務能率の改善につきましては、部を設置いたしました。責任体制の確立、事務処理も合理化を図ります。できるだけ経費はふやさないでいこうということで、そうした配慮をいたしておるわけでございます。職員の募集も昭和五十三年度に対応いたしました。去年とおとし、事務職員は募集し

(十五ページ八行目、百二十一字削除分)

教育委員会、それから議会の方の議長とも御相談を申し上げまして、議会の事務局長、それから教育委員会には次長を置くこととすることと内定をいたしております。でございます。るので、部長級は現在のところ予定としては七名ということに相なるわけでございます。

(十五ページ九行目、五十三字削除分)

それは、議会の事務局長を部長級にいたしまして、あと、議会事務局次長というものを置く予定になっておりますが、

(十五ページ十行目、三十五字削除分)

議会事務局次長は係長の兼任をお願いしようという予定をいたしております。

(十五ページ十一行目、五十四字削除分)

教育委員会の次長も、何とか、たとえば、教育委員会事務局の庶務課長と次長を兼任したらどうかというような考えを、

(十五ページ十二行目、二十五字削除分)

実際の決定権は教育委員会にあるわけでございしますが、

(十五ページ十三行目、六十一字削除分)

市議会事務局と教育委員会の方は部長級の職員を配置して、職員は実質的にはふえないというようなか、こうでなくてはならない。

(十五ページ十四行目、十四字削除分)

議会事務局に次長を置くこと、

(十六ページ七行目、百十四字削除分)

教育委員会では課が一つふえます。それは学校給食問題が大変むずかしくなっておりますので、学校給食の担当の専門の管理職を置くということ、で学校給食課がふえる予定であるというような内意を教育委員会の方からちようだいしております。

(十六ページ八行目、十四字削除分)

教育委員会並びに市議会事務局

なかつたのでございするが、この五十三年度に対応いたしまする分も十名で間に合わせよう。こんな考えでおりまして、したがって、定数条例というものがございまして、その御議決をいただいておりますが、定数条例は全く改正しないで部制を施行しようと、こういう決意でおるわけでございます。

○企画財政課長（上野重勝君）

部制施行によります経費の増でございますが、直接当面かかる経費と、それから經常的にかかる経費とございまして、当面かかる経費としましては、たとえば机の配置、あるいは庁舎内の改装、あるいは又案内板とか、今回は公印をつくらうというふうな考え方もございすし、それから例規集の改訂、机等を合わせまして、三百五十万円程度かかる予定でございます。

それから、經常的な経費でかかりますのは、主として人件費でございます。これは単純に、部長七名分がふえただけで、その分を単純に計算してまいりますと、現在の市の職員の平均給与が年三百十九万八千円で、部長が七名ふえますので、この経費として二千五百万円以上が計算されます。それから、さらに、部長ですから管理職手当がついてまいります。これを幾らにするか問題でございするが、この経費が大体

年間四百万円程度、ただ、現在、課長補佐制度を取っております、課長補佐に

も管理職手当が出ておりますので、これを差し引きますと、実質的な経費の増は、単純に計算しますと、六十七万円程度であらうかと思ひます。そうしますと人件費を合せて、これも目いっぱい見た場合に二十九百万円程度でございます。それから、管理職手当等を現況から差し引いて計算しますと、二十五百万円程度の人件費の増加とならうかと思ひます。

○秘書職員課長(斎藤多市君) 現在、予算の付表にもございますように、全体の職員数は四役を除きまして三百九十七名でございます。

○十九番(大野行夫君) そうすると、三百九十七人プラス十人ということになるわけですね、職員数においては……。(「はい」と呼ぶ者あり)

それと、助役さんにお伺ひしますが、課は、この三つだけの課をふやして、ほかはふやさない、というわけですね、課については……。

○助役(篠崎俊夫君) 課の分掌の事務を変更いたしまするので、たとえば用地課というものはなくなつちやつて、それが管財課というようになつてこうになりまするが、課のふえろのは、市長部局は一つということでございます。

○十九番(大野行夫君) そうすると、その他の行政委員会の中での選管とか監査の関係に

ついては、それは一カ所ふやすわけですね。

○助役(篠崎俊夫君) 落としまして申しわけございません。

(六十二字削除) ———— この点につきましては、(五十八字削除) ————

ただ、よその事情を申し上げますと、監査委員事務局の局長に部長級を配置してありますところは、調布市が一市ございまして、そのほかにはございません。それから、選挙管理委員会事務局局長が部長級であるところは一市もございません。

○十九番(大野行夫君) そうしますと、これについては四月までには何とかいう形で独立した課にはしていく考えがあるわけですね。

○助役(篠崎俊夫君) ———— (三十六字削除) ————

○十九番(大野行夫君) そういふような方向にやるといふことについては、この二つの課は係でも何でもいふような簡単な立場のところなんですか、この課については……、私はさういふふうに取りますよ。それなら、この部長級を全部やめて、全部課に又戻したとらうなんですか。そんな簡単なところで、(三百五十字削除) ————

○副議長(小堺仁七君) 暫時休憩いたします。

午前十時三十六分 休憩

午前十一時二十二分 開議

(十九ページ三行目 六十二字削除分)

この間の全協で選挙管理委員会及び監査委員の事務局に部長級を置くべきではないかというような御意見をちょうだいいたしております。

(十九ページ三行目 五十八字削除分)

この機構とは離れまして、来年の四月に対応しての人事異動の際に、それまでに十分考えるということに相なっておりますが、

(十九ページ九行目、三十六字削除分)

そういうような方向になろうかとも思います。十分検討させていただきます。

(十九ページ十三行目、三百五十字削除分)

これから検討してやるような課にすんだら選挙管理委員会もいらないし監査委員もいらないじゃないですか。私はここで監査委員やめますよ。そんなに簡単に考えているなら……。いいですか。百億近い収支の計算を毎月きちんとしてやっていくところにほかのものと同居して細かい数字の問題。あるいは各課の款項を間違えたときの支払い等の問題について、議会に「私がこれを言ったらどんな問題になるか知っていますか、できただけそういう失敗は失敗で、後を繰り返さないようにということをやっているのに、雑居ビルの中でそういうようなことができますか。そういうことが……。そういうふうに簡単に考えているんだら、私は、この提案を破棄してもらってきょう下げてもらいたい。これは来年にしましょうよ。五十四年から……。

○副議長(小堺仁七君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

(十六行抹消)

○十九番(大野行夫君)

この組織条例でございませうけれども、これからの福生市を大きく展開させていく大きな市の原動力の機構であり、又、この組織の円滑にまよてどのような市に変わっていくかという大きな問題になっていくと思います。現下の不況時でもございませうので、どうか、そういう点もよく加味されて、最小限の経費で最大限の行政の行われりような機構を検討していただきたい。行政でできるような運営をしていただきたい。このように私は要望するものでございませう。

○副議長(小堺仁七君)

以上で質疑を終ります。

○三番(原田生也君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第四百四号については、総務委員会に付託し審査せしめられんこととご玉みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○副議長(小堺仁七君)

お諮りいたします。

ただいま原田生也君から本会には総務委員会に付託された旨の動議が提出されました。

が、本執議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(小堺仁七君) 御異議なしと認めます。 ようて議案第四百四号は総務委員
会に付託することに決定いたしました。

○副議長(小堺仁七君) 日程第七議案第五百号福生市下水道条例と議題とい
います。

本案につき、提案理由の説明をお願いします。

(下水道課長須崎、進君登壇)

○下水道課長(須崎、進君) 議案第五百号福生市下水道条例につきまして提案理由と
その内容について御説明を申し上げます。

今回の福生市下水道条例の全部改正につきましては、下水道整備緊急措置法及び
下水道法の一部を改正する法律により、これに関する下水道法施行令の一部を改正する政
令によるものでございます。

この一部改正では、に共用、水域の水質汚濁の防止の見地から、水質管理を適正に行う

(二十一ページ、二行目、十六行抹消分)

○十九番(大野、行夫君) 私のただいまの発言の中で、「これから検討して、やっていく」とい
うにすぎんだったら選挙管理委員会も監査委員もいらない」というところから「私はこの
提案を破棄していただきたい、これを取り下げていただきたい。」この間の発言を削除
していただきたいと要望いたします。

○助役(篠崎、俊夫君) 休憩前に、私が、大野先生に対して答弁申し上げました管理
職の配置の問題のうち、議会、それから教育委員会、監査委員、選挙管理委
員会等の行政委員会事務局に、どうも管理職を配置するかどうか問題、
この席上で越権行為と誤解されるような答弁を申し上げましたことは適当でない
と考えられますので、私の発言部分もその部分につきましては削除をお願いしたいと
思っています。

○副議長(小堺仁七君) ただいま、大野議員、篠崎助役から、発言の一部取り下げ
について申し出がありました。本件は、取り下げることについて御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(小堺仁七君) 御異議なしと認め、取り下げることについて決定いたしました。

たの終末処理場の的確な管理とともに、工場等より公共下水道に排除される悪質下水に対する規制、監督を強化するもので、米谷予定されております多摩川上流流域、下水道の供用開始と相まちまして、都と流域間、連市町村が一体化して規制、監督とし、水質保全に努めようとするものでございます。

今回の下水道法等の改定に伴います条例の主な改正点は、特定施設を設置する工場、事業場からの下水の排除の制限、特定施設の設置等の届け出制による事前チェック、これによる計画変更命令、改善命令等の明確化、除害施設の設置の義務づけ、全国一律基準の設定、特定事業場除害施設の水質検査をするための水質管理責任者の選任等でございます。

内容につきまして一から申し上げます。

目的、第一条でございますが、これは、改定前の条例と全く変わりございませんで、公共下水道の設置、管理及び使用について必要な事項を定めることを目的とするものでございます。

定義第二条につきましては、次のページの七号、八号が今回追加されたものでございます。特定施設でございますが、特定施設につきましては、水質汚濁防止法第二条二項に

規定しております。生活環境にかかわる被害の恐れのある七十四施設にわたるものと特定施設と定めるものでございます。なお、この書きにつきましては、この七十四施設のうちの温泉法による温泉以外の旅館は特定施設から除かれるというものでございます。八号の特定事業場は、特定施設を設置してゐる工場、事業場を言うものでございます。

排水設備の接続方法及び内径等、第三条でございしますが、排水設備の新設、増設又は改築をしようとするときは、次の各号に定めるところによりなければならぬ、ということでございます。次のページの表を御覧いただきたいと思ひます。汚水のみを排除すべき排水管内径といたしまして、百五十ミリメートル未満、従来百ミリメートルでございましたもの、百ミリメートル以上、勾配百分の二以上としようとするものでございします。同じく百五十ミリメートル以上三百ミリメートル未満につきましては、百五十ミリメートル以上であつたものを百二十五ミリメートル以上、勾配百分の一・七以上、三百ミリメートル以上五百ミリメートル未満、二百ミリメートル以上であつたものを百五十ミリメートル以上、勾配百分の一・五以上、五百ミリメートル以上につきましては、二百五十ミリメートルであつたものを百八十ミリメートル以上、勾配百分の一・三以上としようとするものでございます。ただし、ただし書きがございます、一つの建物から排除される汚水の一部を排除すべき

排水管で、延長が三メートル以下のものの内径は、七十五ミリメートル以上、勾配百分の三以上とするものとございまして、このものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思ひます。

次の表でございしますが、これは、雨水又は雨水を含む下水を排除すべき排水管内径でございます。これにつきましては、改正前は三段階でございました。二百平方メートル以上百ミリメートル以上、それから二百平方メートル以上、六百平方メートル未満が百五十ミリメートル以上、六百平方メートル以上が二百ミリメートル以上になつておりました。今、これ、この表は都のものと同じのものでございしますが、ここに記載してありますように二百平方メートル未満の場合、百ミリメートル以上、勾配百分の二以上、以下、千五百平方メートル以上、二千三百ミリメートル以上、勾配百分の一以上としようとするものでございます。

次に、新設等の届け出でございします。第四条、排水設備の新設等をしようとする

者は、あらかじめ当該計画を市長に届け出なければならぬとするものでございます。二項につきましては、除害施設の新設等又は使用方法の変更をしようとする者は、同じく、市長に届け出なければならぬというものでございます。三項におきまして、除害施設におきまして、次の三号が書いてございしますが、この三号の一に該当した場合においては、